

# 出産・育児・子ども 出産

## 妊娠届

みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎6400-0084  
FAX3455-4460

医療機関で妊娠の診断を受けた人は、各総合支所に届け出てください。「母子健康手帳」と、「母と子の保健バッグ」を差し上げます。このバッグの中には、妊産婦に必要な情報・妊婦健康診査受診票（受診票に記載された検査項目については、公費負担の対象となります）等が入っています。

また、入院治療を必要とする妊娠高血圧症候群等の医療費助成も行っています。

※申請方法は、港区ホームページをご覧ください。

### ▶ 母子健康手帳の交付

各総合支所区民課保健福祉係

### ▶ 妊娠高血圧症候群等の医療費助成

妊娠高血圧症候群等にかかっている妊産婦が入院する必要がある場合は、医療費の助成が受けられます（所得制限あり）。

### ▶ みなとプレママ応援事業

港区の全ての妊婦さんを対象に、助産師等が妊娠中に面接を行い、体調の確認や育児の準備、母子保健サービスの紹介をするとともに、タクシーの乗車や育児用品等の購入にご利用いただける一万円分の育児パッケージの配布をいたします。詳細は、港区ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせをください（予約制）。

専用ダイヤル：☎3455-4464

月～金（祝日、年末年始除く）

午前9時～5時

## 母親学級・両親学級・育児学級

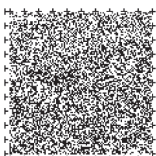
みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎6400-0084  
FAX3455-4460

みなと保健所では、妊娠した人や乳児の保護者を対象に、妊娠・出産・育児についての知識と情報を提供しています。

また、育児学級では、保護者の交流と子育ての情報交換を行っています。

### ▶ 育児学級

- ・ふたごの会
- ・なかよし会（ダウン症児と親の集い）
- ・ぷちとまとの会（おおむね2000グラム以下で生まれたお子さんと親の集い）



## 入院助産

子ども家庭支援センター ☎5962-7214  
FAX5962-7205

経済的理由により、入院して出産することができない状況にある妊産婦に対し、指定助産施設で出産支援を行います。

## 産前産後家事・育児支援サービス

子ども家庭支援センター ☎5962-7201  
FAX5962-7205

区内に住所があり、妊娠中や出産後に日常生活にお困りの家庭に、ホームヘルパーまたは産前産後の母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、家事および育児支援を行います。利用時間に応じ、自己負担金があります。

なお、生活保護世帯等には減免制度があります。

## 出産・子育て応援メール

子ども家庭支援センター ☎5962-7201  
FAX5962-7205

妊娠期から子どもが3歳になるまでの家族（登録者）へ、出産・子育てに役立つ情報や、区からの子育てについての情報をメール配信します。登録・配信は無料です。

以下の二次元コードを読み取って、空メールを送信してください。

妊娠期



出産後



※二次元コードが読み取れない時は、以下アドレスに送信してください

妊娠期 minato@reg.kizunamail.com

出産後 minato\_kosodate@reg.kizunamail.com

## こんにちは赤ちゃん訪問（全戸訪問事業）

みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎6400-0084  
FAX3455-4460

お子さんが生まれたら、母子健康手帳に綴じ込んである「出生通知書」をお出しください。委託助産師または保健師が家庭訪問を行い、育児や産後の体調についての相談に応じます。※第2子以降の人もご利用ください。

### ▶ 内容

- (1) お子さんの体重測定や育児相談
- (2) 産後の体調についての相談
- (3) 母子保健サービスの紹介 等

## 低体重のお子さんが生まれたときには

みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎6400-0084  
FAX3455-4460

お子さんが2500グラム未満（低体重）で生まれたときは、母子健康手帳に綴じ込んである「出生通知書」をお出

してください。保健師等が訪問し、子育てについての相談に応じます。「養育医療」(子どもの疾病への医療費助成)については、P.69をご参照ください。

また、ぷちとまとの会(おおむね2000グラム以下で生まれたお子さんと親の集い)も行っています。

## 出産費用助成

子ども家庭課子ども給付係 ☎3578-2430~2433  
FAX3578-2384

出産に係る分娩費および入院費等73万円を限度額として、出産育児一時金等を差し引いた金額を助成します。  
※出産育児一時金等には、付加金を含みます。

## 産後母子ケア事業

みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎6400-0084  
FAX3455-4460

### ▶ 助産師による相談窓口

みなと保健所助産師が、妊産婦の悩みや心配事に電話・面接で相談をお受けしています。

### ▶ 産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業

家族などから育児や家事の支援を受けられない場合に、区が契約する医療機関等に宿泊して母子のケアや授乳相談、育児相談が受けられます。利用するにあたっては、事前登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。

### ▶ サロン事業

1カ月健診を終えた1~4カ月児とその保護者の交流や相談、学びの場です。事前予約制。

- Hello ママサロン:対象は生後1~2カ月。
- うさちゃんくらぶ:対象は生後2~3カ月。
- のんびりサロン:対象は生後3~4カ月。

### ▶ ママの健康相談

産後1年未満の人を助産師が訪問し、母親の産後の体調や母乳、卒乳の相談を行っています(出産後1年未満に3回)。

## 育児

### 乳幼児の保健

みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎6400-0084  
みなと保健所健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083  
FAX3455-4460

みなと保健所では、次の健診・育児相談を行っています。全ての事業で予約が必要です。

### ▶ 健康診査・育児相談

- ◎ 3~4カ月児健診(内科) ※
- ◎ 4カ月児育児相談
- ◎ 6~7カ月児健診(内科) ※

- ◎ 9~10カ月児健診(内科) ※
- ◎ 1歳6カ月児健診(内科※・歯科)
- ◎ 3歳児健診(内科・歯科)  
すくすく育児相談  
母子メンタルヘルス相談(予約制)  
グループおかあさんの時間(予約制)

### ▶ 歯科健康診査

- ◎ すこやかちゃんフッ素塗布事業(4・5・6歳) ※  
バースデイ歯科健診  
妊産婦歯科健診  
歯並び・かみ合わせ相談

◎印の対象者には、ご自宅に案内をお送りします。  
※印の健診・事業は指定医療機関で行っています。

## 子ども家庭支援センター (みなとキッズサポートセンター)

☎5962-7201/FAX5962-7205

子ども家庭支援センターには、落ち着いて話のできる相談室の他、おおむね3歳までのお子さんが保護者と過ごすことのできる親子ふれあいひろば、子育てサークル等に無料で貸し出す多目的室、子育て情報を提供する情報提供コーナーがあります。

また、子どもや子育てに関する相談、配偶者等からの暴力、離婚問題、ひとり親に関する事等、家庭に関わる相談に応じます。

港区子ども家庭相談ダイヤル ☎5962-7215

保健師・心理士への専門相談 ☎5962-7202

→「施設・ダイヤルガイド」(P.143)を参照

## 港区児童相談所

☎5962-6500/FAX5962-6509

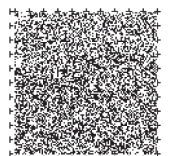
児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、子どもと子どもを養育する人等のための専門相談機関です。

子どもの権利を擁護することを基本に、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等が、さまざまな子どもと家庭の問題に対応します。

必要に応じて一時保護を行い、子どもの心身の状況や置かれている環境その他の状況を把握し、適切な援助を判断します。保護者と暮らせない場合は、乳児院や児童養護施設、里親等に児童を措置する役割があります。

### ▶ 里親制度

さまざまな事情で、実の家族と暮らすことができない子どもを、自らの家庭に迎え入れ、愛情をもって養育する制度です。里親には、養子縁組を目的とする「養子縁組里親」、養子縁組を目的とせず、一定期間子どもを養育する「養育家庭(里親)」等があります。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。



## ○児童相談所の問い合わせ一覧

- ・子ども・養育者からの相談(養育、非行、障害、保健等)  
☎5962-6500 FAX5962-6509
- ・里親相談ダイヤル ☎5962-6505  
受付時間 午前8時30分～午後6時  
(土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)
- ・児童虐待かな…?と思ったら  
港区児童虐待相談ダイヤル ☎0120-483-710  
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189  
受付時間 24時間365日  
→「施設・ダイヤルガイド」(P.143)を参照



# 保育

## 認可保育園・認定こども園・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照  
保育課保育支援係…………… ☎3578-2851  
FAX3578-2384

保護者が仕事や病気等の事情で家庭で保育ができないとき、保護者にかわって児童を保育します。対象は、小学校就学前までの児童です。

○所在地・問い合わせ 138～140ページ参照

### ○入園できる人

保護者のいずれもが、以下のいずれかに該当する場合  
(1)就労 (2)出産 (3)疾病 (4)障害 (5)介護・看護  
(6)求職 (7)就学 (8)災害復旧 (9)育児休業(在園児のみ)  
(10)その他、保育が必要な事情がある

## 港区保育室

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照  
保育課保育支援係…………… ☎3578-2851  
FAX3578-2384

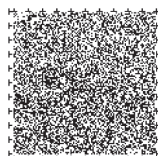
待機児童対策のため、港区が設置する保育室です。独自施設のため認可は受けませんが、入園は認可保育園の利用調整基準を適用して決定するとともに、保育料、保育内容も認可保育園と同様です。

○所在地・問い合わせ 141ページ参照

## 休日保育

保育課運営支援係…………… ☎3578-2940  
FAX3578-2384

休日に、保護者が就労等の理由により児童を保育することが困難な場合、次の6園において保育します。対象は、区内認可保育園等に通っている児童または区内在住で区外認可保育園等に通



ている児童、もしくは区内在住で認証保育所に月ぎめで通っている集団保育が可能な生後4カ月以上の児童です。

## ○実施施設・問い合わせ

- 芝浦アイランドこども園 ☎5443-7337
- 神明保育園 ☎5733-6822
- たかはま保育園 ☎5781-0255
- しばうら保育園 ☎5232-1130
- 東麻布保育園 ☎3584-3811
- 元麻布保育園 ☎5422-7338

## 認証保育所

保育課運営支援係…………… ☎3578-2681  
FAX3578-2384

都が多様化する保育需要に応えるため、新たな保育施策として創設した制度であり、施設の設備や広さ、職員の数等について、都が定めた一定の基準を満たしている保育施設です。利用者と保育所が直接契約を結びます。詳しくは、直接各施設へお問い合わせください。

○所在地・問い合わせ 140ページ参照

## 認証保育所保育料助成

保育課保育支援係…………… ☎3578-2429  
FAX3578-2384

子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号)の認定期間または認可保育園等の入所申込みをしている期間に、認証保育所保育料と認可保育園等保育料との差額を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

## 認可外保育施設保育料助成(証明書交付あり)

保育課保育支援係…………… ☎3578-2428  
FAX3578-2384

子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号)の認定期間または認可保育園等の入所申込みをしている期間に、認証保育所を除く港区の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている認可外保育施設に入所している児童の保護者を対象に、認可外保育施設保育料または助成基準額のいずれか低い金額と認可保育園等保育料との差額を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

## 認可外保育施設保育料補助金(証明書交付なし)

保育課保育支援係…………… ☎3578-2428  
FAX3578-2384

子育てのための施設等利用給付認定(2・3号)の認定期間に、区の確認を受けた認可外保育施設(区又は都道府県の「認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書」の交付を受けている認可外保育施設を除く)を利用する保護者を対象に、施設等利用給付費を給付します。詳しくは、お問い合わせください。

## 病児・病後児保育室

保育課保育支援係……………☎3578-2445  
FAX3578-2384

区内認可保育園等に通っている、または、区内在住で区外認可保育園等に通っている生後6カ月から小学校就学前の児童で、病気の回復期等であり集団保育が困難な場合、医療機関等に付設された施設において一時保育を行います。詳しくは、お問い合わせください。

## 訪問型病児・病後児保育の利用料助成

保育課保育支援係……………☎3578-2445  
FAX3578-2384

認可保育園等や学童クラブ事業を利用している生後57日から小学校6年生までの児童が、病気で保育園や小学校に登園・登校することが困難な時期に、ベビーシッターを利用する保護者に対し、派遣に要した費用の一部を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

## 区立保育園一時保育

保育課保育支援係

区内在住で認可保育園等に入園していない集団保育が可能な生後4カ月から小学校就学前までの児童を、区立保育園において一時保育します。

### 緊急一時保育

- ☉ **利用要件** 保護者が病気や出産等で一時的に保育ができない場合
- ☉ **実施施設** 各区立保育園(しばうら保育園分園を除く)
- ☉ **問い合わせ** 138・139ページ参照

### リフレッシュ等一時保育

- ☉ **利用要件** 保護者の勤務形態や私的事由により一時的に保育を必要とする場合
- ☉ **実施施設・問い合わせ**  
南青山保育園(ぱんだる一む) ☎3401-5047  
南麻布保育園(たんぼぼる一む) ☎3442-5907  
飯倉保育園(いちごる一む) ☎3583-5805  
芝浦アイランドこども園 ☎5443-2530(一時保育専用)  
神明保育園 ☎6809-1099(一時保育専用)  
たかはま保育園 ☎5781-0255  
元麻布保育園 ☎5422-7338

## 私立認可保育園一時保育

保育課運営支援係

保護者の短期就労や私的事由、病気、出産等により、家庭で保育できない児童を一時的にお預かりします。保育園により利用料が異なります。

- ☉ **対象** 区内在住で認可保育園等に入園していない集団保育が可能な生後4カ月から小学校就学前までの児童です。
- ☉ **実施施設・問い合わせ**  
愛星保育園 高輪1-27-40 ☎3441-5410  
ベネッセ港南保育園  
港南4-6-7 ☎5783-5874(一時保育専用)

## 小規模保育事業所一時保育

保育課運営支援係

- 保護者の短期就労や私的事由、病気、出産等により、家庭で保育できない児童を一時的にお預かりします。保育園により利用料が異なります。
- ☉ **対象** 区内在住で認可保育園等に入園していない集団保育が可能な0～2歳児クラスに相当する児童です。

### 実施施設・問い合わせ

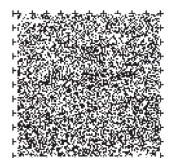
施設名	所在地	問い合わせ
ころなーサリー 新橋	新橋5-35-10 新橋アネックス1階	☎6435-8377
ふらわあきつづ保育園 新橋	新橋3-3-13 TsaoHibiya1階	☎6550-8800
デージー保育園 麻布十番	麻布十番3-10-12 シティ麻布2階	☎6809-6353
デージー保育園 麻布十番フォレスト	麻布十番3-10-12 シティ麻布3階	☎5439-9241
sakura 保育園	赤坂2-12-17	☎6426-5097
ふらわあきつづ保育園 三田	三田5-5-7 ミタ5ゲートタワー1階	☎6809-5303
ちやいんど・はっぴび!! 白金保育園	白金3-2-9 1階	☎080-5875-9716
港南あおぞら保育園	港南3-8-1 森永乳業港南ビル1階	☎6712-1988
にじのぞら保育園 芝浦	芝浦1-14-6 BSビル1階	☎6722-0425

## 乳幼児一時預かり

各総合支所管理課施設運営担当……………P.24・25参照  
子ども家庭支援センター……………☎5962-7201  
FAX5962-7205

保護者が病気になったとき、学校行事への参加、リフレッシュ等、理由を問わずにお子さんをお預かりします。登録制で予約が必要です。

- ☉ **対象となる子ども** 4カ月～小学校就学前
- ☉ **実施日** 月～日曜(施設点検日、年末年始12月29日～1月3日を除く)
- ☉ **実施時間** 午前8時30分～午後6時30分(1時間単位で5時間以内)
- ☉ **利用料金** 月～土曜(祝日を除く):500円/時間、  
日曜・祝日:600円/時間





申し込み・問い合わせおよび1時間当たりの利用定員

施設名	定員	所在地	申し込み・問い合わせ
あっぴい港南	14人	港南2-3-13 品川フロントビル キッズ館3階 P.34 C-5 337	☎6712-0688
あっぴい新橋	30人	新橋6-4-2 きらきらプラザ 新橋2・3階 P.33 E-3 310	☎5425-7525
あっぴい麻布	15人	六本木5-12-24 麻布図書館1階 P.33 D-4 311	☎5114-9900
あっぴい西麻布	18人	西麻布2-13-3 3階 P.32 C-4 312	☎5467-7175
あっぴい芝浦	35人 (0歳児は6人)	芝浦3-1-16 しばうら保育園1階 P.34 C-2 335	☎5730-3253
あっぴい赤坂	20人	赤坂9-4-2 パークコート赤坂 檜町ザタワー2階 P.32 C-2 313	☎3475-3900
あっぴい白金台	20人	白金台4-6-2 ゆかしの杜1階 P.34 A-4 331	☎6450-4249
あっぴい港南 四丁目	12人	港南4-2-4 都営住宅内 P.34 C-4 333	☎5796-8862

みなと子育て応援プラザ Pokke (ぽっけ)

子ども家庭支援センター……………☎5962-7201  
FAX5962-7205

乳幼児一時預かり

保護者が病気になったとき、学校行事への参加、リフレッシュ等、理由を問わずにお子さんをお預かりします。事前にPokkeの会員登録が必要です。

- ▶対象となる子ども 4カ月～小学校就学前
- ▶利用時間 月～日曜(年末年始は除く、月1回休みあり)  
午前7時15分～午後8時15分
- ▶利用料金 4時間以内 2000～3000円  
※4時間以上、早朝・深夜の利用は別料金、食事代1食:500円

トワイライトステイ

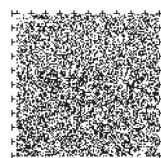
保護者が仕事等で夜間に育児ができないときに、お子さんをお預かりします。

- ▶対象となる子ども 6カ月～中学3年生
- ▶利用時間 月～日曜(臨時休業日、年末年始を除く)  
午後5時～10時
- ▶利用料金 2000円(日曜・祝日 2500円)  
食事代1食 500円

ショートステイ

保護者が仕事や入院等で育児ができないときに、宿泊で6泊7日までお預かりします。

- ▶対象となる子ども 10カ月～中学3年生
- ▶利用料金 1泊2日:6000円 食事代1食:500円



子育てひろば

乳幼児親子が気軽に楽しめゆったりと過ごすことができる場所です。

- ▶対象となる子ども 0～3歳の子ども
- ▶開館日 月～土曜、第1・第3日曜  
(月1回平日、年末年始を除く)
- ▶利用時間 午前9時30分～午後4時30分
- ▶利用料金 無料(講座によっては、材料費等がかかる場合があります)
- ▶所在地 芝5-18-1-102 ☎6435-0411(代表)

乳幼児ショートステイ

子ども家庭支援センター……………☎5962-7201  
FAX5962-7205

保護者が仕事や出産のため育児ができないとき等に、宿泊を伴う乳幼児の養育を行います。

詳しくは、お問い合わせください。

- ▶利用日数 1回につき原則6泊7日まで
- ▶利用料金 1日3000円  
(住民税非課税世帯は1日1500円、生活保護世帯は免除)
- ▶実施施設・対象  
麻布乳児院/区内在住の生後7日～4歳未満の子ども  
東京都済生会中央病院附属乳児院/区内在住の生後5日～1歳未満の子ども
- ▶申し込み・問い合わせ 子ども家庭支援センター

育児サポート子むすび

子ども家庭支援センター……………☎5962-7201  
FAX5962-7205

子育ての手助けが必要な人(利用会員)と手助けができる人(協力会員)をむすび、地域全体で子どもの成長を支えていく育児サポート事業を、区が港区社会福祉協議会へ委託して行っています。

- ▶会員区分  
(1)利用会員/区内在住または在勤で、育児サポートを必要とする人  
(2)協力会員/18歳以上(高校生不可)で、区内で育児支援活動のできる人  
※新規登録の場合、「港区子育て支援員研修」を受講していただきます。  
(3)両方会員/利用し、協力もできる人  
※利用会員協力会員ともに、事前に会員登録が必要です(無料)
- ▶活動内容  
保育施設等への送迎、時間外の保育、保護者の通院等外出時の保育等  
※依頼内容等により、対応が難しい場合や応じられる協力会員が見つからない場合があります。

### 活動時間

月～日曜(祝日・年末年始含む) 午前7時～午後8時  
※1回の活動時間は原則2時間以内、短時間でのサポート

### サポート料 1時間 800円

### 対象となる子ども 0歳～小学6年生

### 申し込み・問い合わせ

(社福) 港区社会福祉協議会 ☎6230-0284

## 派遣型一時保育事業

子ども家庭支援センター……………☎5962-7201  
FAX5962-7205

保護者の出張や病気等やむを得ない場合の他、リフレッシュしたいとき等、理由を問わず、児童の自宅等に保育者が出向き、一時的な保育を行います。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

### 対象となる子ども 区内在住で、原則として生後7日以降～小学6年生

### 保育者(支援会員)

港区子育て支援員研修修了者が支援会員となります。

### 支援内容 一時保育、病後児保育、新生児保育、保育園、幼稚園等の送迎

### 利用料金

1時間当たり900円から(支援内容、利用時間帯により金額が変わります。交通費・食事・おやつ代は利用会員が実費負担)  
利用料減免制度・助成制度があります。

### 申し込み・問い合わせ

(特) あい・ぽーとステーション ☎5786-3250

## みなと子育てサポートハウス事業 (子育てひろば あい・ぽーと)

子ども家庭支援センター……………☎5962-7201  
FAX5962-7205

多様な子育てニーズに柔軟に対応し、落ち着いてゆったりくつろげる空間をもつ、子育て・家族支援の拠点です。地域の皆さんと力を合わせた、子育て支援サービスの提供をはじめ、多彩な講座やプログラム・イベントを実施しています。申し込み・問い合わせ等、詳しくは、直接施設へお問い合わせください。

### 一時保育

#### 対象となる子ども 2カ月～小学6年生

#### 利用時間 月～日曜・祝日 午前7時30分～午後9時

#### 利用料金

(乳幼児) 月～土曜 午前9時～午後6時 1時間 800円  
(小学生) 月～土曜 午後4時30分～9時 1時間 500円  
(乳幼児・小学生とも) 上記以外 1時間 1200円～

### つどいのひろば「ひだまり」

月～土曜 午前10時～午後4時30分

### 対象となる子ども 0歳～小学校就学前

### 子育ての悩み・発達相談

随時対応します。 ※内容により要予約

### 会員登録 年会費 子ども1人につき 500円～

### 申し込み・問い合わせ

(特) あい・ぽーとステーション ☎5786-3250

## 子育てひろば

各総合支所管理課施設運営担当……………P.24・25参照  
子ども家庭支援センター……………☎5962-7201  
FAX5962-7205

たくさんの仲間に出会える子育てを楽しむためのスペースで、区内在住のおおむね3歳までのお子さんと保護者の皆さんにご利用いただけます。利用方法等、詳しくは、直接施設へお問い合わせください。

### 所在地

あっぴい台場 台場1-7-1 アクアシティお台場4階  
☎5520-9061

あっぴい麻布 六本木5-12-24 港区立麻布図書館1階  
☎5114-9900

あっぴい港南 港南2-3-13 品川フロントビル キッズ館3階  
☎6712-0688

あっぴい港南四丁目 港南4-2-4  
☎5796-8862

あっぴい新橋 新橋6-4-2 きらきらプラザ新橋2・3階  
☎5425-7525

あっぴい西麻布 西麻布2-13-3 西麻布いきいきプラザ3階  
☎5467-7175

あっぴい芝浦 芝浦3-1-16 しばうら保育園1階  
☎5730-3252

あっぴい赤坂 赤坂9-4-2 パークコート赤坂檜町ザタワー2階  
☎3475-3900

あっぴい白金台 白金台4-6-2 ゆかしの杜1階  
☎6450-4249

## みなと保育サポート事業

各総合支所管理課施設運営担当……………P.24・25参照  
子ども家庭支援センター……………☎5962-7201  
FAX5962-7205

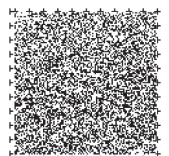
パートタイム勤務や短時間勤務等により、児童を保育できないご家庭を対象に、1日8時間以内で1カ月160時間を上限に保育を行います。

(1) 定期利用保育(週1回以上)

(2) スポット利用保育(不定期)

### 対象となる子ども 4カ月～小学校就学前

利用方法 電話または窓口で予約後、申込書と証明書を提出していただきます。詳しくは、施設へお問い合わせください。

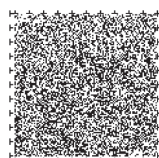


- ▶ **運営時間** 午前7時15分～午後6時15分
- ▶ **休日** 日曜・祝日・年始(1月1日～3日)
  - ※延長保育はありません。
  - ※給食はありませんので、昼食は持参をお願いします(おやつのみ提供します)。
- ▶ **1日の利用料金** 4時間未満 1100円  
 4時間以上6時間未満 1650円  
 6時間以上8時間以下 2200円

- ▶ **申し込み・問い合わせ**
  - みなと保育サポート白金 ☎5423-4909
  - みなと保育サポート港南四丁目 ☎5796-8861
  - みなと保育サポート東麻布 ☎5544-8461
  - みなと保育サポート赤坂 ☎3475-3902
  - みなと保育サポート白金台 ☎6450-4298

## 手当・助成

手当・助成名	内容	問い合わせ							
児童手当等	<b>児童手当・特例給付</b> 15歳に達する日以後の、最初の3月31日までの児童を養育している保護者(主たる生計維持者=恒常的に所得の高い人)が、受給することができます。 <b>手当額(月額)</b> ●所得制限内の場合: 0~3歳未満まで(一律)1万5000円/3歳~小学校修了前の第1子および第2子1万円/3歳~小学校修了前の第3子以降1万5000円/中学生(一律)1万円 ●所得制限を超える場合: 0歳~中学生(一律)5000円 ●所得上限限度額を超える場合: 児童手当等は支給されません。 ※所得限度額は、扶養親族等の数により異なります。	各総合支所 区民課保健福祉係 <b>P.24・25参照</b>  子ども家庭課 子ども給付係 ☎3578-2430~3 FAX3578-2384							
	<b>育成手当</b> 死亡や離婚等で父または母がいない18歳に達する日以後の、最初の3月31日までの児童を扶養する父もしくは母、または父母に扶養されていない児童を養育する人に支給されます。 <b>手当額/児童1人につき月額1万3500円</b> ※受給者の所得が一定額以上ある場合は支給されません。 ※児童が児童福祉施設に入所している場合は支給されません。	各総合支所 区民課保健福祉係 <b>P.24・25参照</b>  子ども家庭課 子ども給付係 ☎3578-2430~3 FAX3578-2384							
	<b>障害手当</b> 次のいずれかの状態にある20歳未満の児童を扶養する父もしくは母、または父母に扶養されていない児童を養育する人に支給されます。 (1)身体障害者手帳1・2級程度 (2)愛の手帳1~3度程度 (3)脳性マヒまたは進行性筋萎縮症 <b>手当額/児童1人につき月額1万5500円</b> ※受給者の所得が一定額以上ある場合は支給されません。 ※児童が児童福祉施設に入所している場合は支給されません。								
	<b>児童扶養手当</b> 死亡や離婚等で父または母がいない18歳に達する日以後の、最初の3月31日までの児童(心身に中度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育する父もしくは母または養育者に支給されます。 <b>手当額/児童1人の場合:</b> 月額4万3070円(全部支給)/月額1万160円~4万3060円(一部支給) <b>児童2人以上の場合:</b> 2人目は1万170円加算(全部支給)、5090円~1万160円加算(一部支給) 3人目以降1人につき6100円加算(全部支給)、6090円~3050円加算(一部支給) ※受給者等の所得が一定額以上ある場合は、支給されません。 ※所得に応じて10円刻みで手当額が変動します。 ※手当額は、物価スライドにより毎年改定されます。 ※児童が児童福祉施設に入所している場合は支給されません。								
<b>特別児童扶養手当</b> 下記の表の障害がある20歳未満の児童を養育している父もしくは母または養育者に支給されます。 ※受給者等の所得が一定額以上ある場合は支給されません。 ※児童が児童福祉施設に入所している場合は支給されません。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>障害程度・金額</th> <th>身障手帳</th> <th>愛の手帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級(重度) 児童1人につき月額5万2400円</td> <td>1級・2級</td> <td>1度・2度</td> </tr> <tr> <td>2級(中度) 児童1人につき月額3万4900円</td> <td>3級・4級の下肢の一部</td> <td>3度程度</td> </tr> </tbody> </table> ※上記の表と同程度の疾病もしくは、身体または精神の障害のある人(所定の診断書により認められる程度)。 ※手当額は毎年4月に改正します。	障害程度・金額		身障手帳	愛の手帳	1級(重度) 児童1人につき月額5万2400円	1級・2級	1度・2度	2級(中度) 児童1人につき月額3万4900円	3級・4級の下肢の一部
障害程度・金額	身障手帳	愛の手帳							
1級(重度) 児童1人につき月額5万2400円	1級・2級	1度・2度							
2級(中度) 児童1人につき月額3万4900円	3級・4級の下肢の一部	3度程度							
<b>ひとり親家庭等医療費助成</b> 健康保険に加入しているひとり親家庭等の父もしくは母または養育者とその児童(18歳に達する日以後最初の3月31日まで。児童に障害がある場合は満20歳まで)に、医療費の自己負担分を助成します。 ※受給者等の所得が一定額以上ある場合は、助成されません。 ※住民税課税世帯は一部負担金があります。									
<b>子ども医療費助成</b> 中学3年生(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子どもの通院・入院医療費(入院時の食事療養費を含む)の自己負担分を助成します(保険適用外を除く)。 ●乳幼児/乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に㊟医療証を交付します。 ●児童/児童(乳幼児以外)に㊟医療証を交付します。									



手当・助成名	内容	問い合わせ
出産費用の助成	区は、子どもを産み育てていく家庭の経済的負担を軽減し、子育てする家庭のよりよい環境の整備を目的として、出産費用にかかる分娩費および入院費等73万円（多胎の場合、73万円に子どものうち1人を除いた子ども1人につき40万円を加算した額）を限度額として、出産育児一時金等を差し引いた金額を助成します。出産育児一時金には、付加金を含みます。 ※単胎の場合／支払額73万円以上…助成限度額（73万円）－ 出産育児一時金等 = 出産費助成額 支払額73万円未満…支払額－ 出産育児一時金等 = 出産費助成額 ※居住年数等の要件があります。 ※誕生日から1年以内に申請してください。	各総合支所 区民課保健福祉係 P.24・25参照 子ども家庭課 子ども給付係 ☎3578-2430～3 FAX3578-2384
妊婦健康診査費用助成	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票14枚と妊婦超音波検査受診票2枚と、妊婦子宮頸がん検診受診票1枚を交付します。受診票に記載された検査項目については、公費負担の対象となります。上記受診票は、都内の委託医療機関でしか使用できません。都外の医療機関や助産院（都内・都外を問わない）で妊婦健康診査を受診した場合は、申請により費用の一部を助成します（海外で受診したものを除く）。※多胎妊婦の人は別途お問い合わせください。	みなと保健所 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460
新生児聴覚検査費用助成	母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票を1枚交付します。生後50日以内に、都内の委託医療機関で受診した場合、受診票に記載された検査項目（保険適用外）については、公費負担の対象となります。	
子どもの疾病への医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養育医療／出生時の体重が2000グラム以下、または生活力が特に弱い新生児で、指定病院に入院する場合は、養育に必要な医療の給付を行います。</li> <li>●療育医療／18歳未満の結核にかかっている児童のうち、その治療のため入院が必要な場合は、医療の給付が受けられます。</li> <li>●育成医療（自立支援医療）／肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく機能に障害のある児童、および心臓疾患、腎臓疾患、先天性内臓疾患、肝機能障害等のため手術を必要とする児童の医療費の助成が受けられます。</li> <li>●小児慢性特定疾病医療／悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、先天異常症、皮膚疾患の児童の医療費の助成が受けられます。</li> </ul>	みなと保健所 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460 各総合支所 区民課保健福祉係 P.24・25参照
家具転倒防止器具等助成制度	災害時の家具転倒等による人的被害を最小限に抑えることを目的として、家具転倒防止器具等助成制度を実施しています。 →「いざというときのために」(P.10)を参照	各総合支所協働推進課 協働推進係 防災課地域防災支援係 ☎3578-2516
家具転倒防止器具等取付支援制度	「家具転倒防止器具等助成制度」により器具の助成を受けた妊産婦世帯を対象に、取付けの支援をします。 →「いざというときのために」(P.10)を参照	各総合支所協働推進課 協働推進係 防災課地域防災支援係 ☎3578-2516



## 子どもの施設等

### 子どもの施設等

各総合支所管理課施設運営担当 …… P.24・25参照

子ども家庭課子ども青少年育成係 …… ☎3578-2426

FAX3578-2384

生涯学習スポーツ振興課生涯学習係 …… ☎3578-2741

FAX3578-2759

#### ▶ 児童館

→「施設・ダイヤルガイド」(P.142)参照

児童が自由に遊べる施設です。児童館には、遊戯室、図書室、工作室等の設備があり、専任の指導員が子どもたちの遊びの指導にあたっています（施設によって設備が異なります）。

▶ **開館時間** 月曜～金曜：午前10時～午後6時

土曜：午前9時～午後5時

▶ **休館日** 日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※日曜等の施設開放については、令和4年12月1日現在で中止しています。最新の情報等詳しくは、各児童館にお問い合わせください。

#### ▶ 子ども中高生プラザ

→「施設・ダイヤルガイド」(P.142)参照

児童が心身ともに健やかに成長し、豊かな情操を育むことを目的とした施設です。

▶ **開館時間** 午前9時30分～午後8時

（小学生の利用時間は午後6時まで）

▶ **休館日** 祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※12月29・30日は、一部の施設を除き、施設開放を行っています。利用方法等詳しくは、各子ども中高生プラザにお問い合わせください。

#### ▶ 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいふら)

→「施設・ダイヤルガイド」(P.142)参照

0歳から中学生・高校生までの活動の場を提供する児童館機能と、区内在住の60歳以上の高齢者に活動の場を提供する施設を併せ持ち、児童と高齢者が交流しています。

▶ **開館時間** 午前9時30分～午後8時

（祝日、12月29・30日は午後6時15分まで）

（小学生の利用時間は午後6時まで）

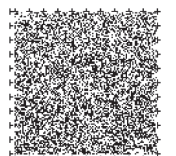
▶ **休館日** 年末年始（12月31日～1月3日）

※利用方法など詳しくは、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザにお問い合わせください。

#### ▶ 学童クラブ

→「施設・ダイヤルガイド」(P.142)参照

小学校に就学している児童で、保護者







の就労・疾病等により、下校後、家庭で保護を受けられない児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を提供します。

区では、児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザおよび放課GO→クラブ等で行っています。

▶ **開館時間** 平日:放課後～午後7時

学校休業日の平日:午前8時～午後7時

土曜:午前8時～午後5時

▶ **休館日** 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

▶ **放課GO→・放課GO→クラブ**  
→「施設・ダイヤルガイド」(P.142) 参照

区立の小学校施設などを利用し、放課後等に子どもたちが安全に安心して活動できる「居場所」です。

子どもたちは自主的に、遊びやスポーツ等を行っています。参加には登録が必要です。放課GO→クラブでは、放課GO→に加え、学童クラブ事業も実施しています。

## ひとり親家庭

### 母子生活支援施設等

子ども家庭支援センター…………… ☎5962-7214  
FAX5962-7205

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照

#### ▶ 母子生活支援施設

母子家庭の母親が生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分にできない場合、母子ともに入所して、自立に向けた支援を受けることができる施設です。

#### ▶ 保育園

保護者が、仕事や病気等の事情で日中家庭において児童の保育ができないとき、保護者にかわって児童を保育します。

→「出産・育児・子ども」(P.64～68)を参照

### 母子及び父子福祉資金

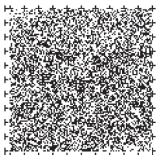
子ども家庭支援センター…………… ☎5962-7214  
FAX5962-7205

20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭に各種資金の貸付制度があります。貸し付けにあたっては審査がありますので、事前にご相談ください。

### ひとり親家庭等の交通運賃の割引等

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照

児童扶養手当受給世帯の人は、JR通勤定期乗車券(割引)、都営交通乗車券(無料)等が受けられます。



### ひとり親家庭ホームヘルプサービス等

子ども家庭支援センター…………… ☎5962-7214  
FAX5962-7205

#### ▶ ひとり親家庭ホームヘルプサービス

小学6年生までの児童を養育しているひとり親家庭の母や父が、就労等で家事、育児の日常生活に困るとき、食事の世話や洗濯、育児等を手伝うホームヘルパーを派遣します。なお、世帯の前年の所得に応じ、自己負担金があります。

#### ▶ 育児サポート子むすび

(社福) 港区社会福祉協議会ボランティア・地域活動支援係  
☎6230-0284

有償で育児サポートを行います。

→「出産・育児・子ども」(P.66)を参照

### ひとり親家庭への医療費助成

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照  
子ども家庭課子ども給付係…………… ☎3578-2430～3  
FAX3578-2384

健康保険に加入しているひとり親家庭等の父もしくは母または養育者とその児童(18歳に達する日以後最初の3月31日まで。児童に障害がある場合は20歳未満まで)で、定められた所得制限未満の人には、医療費の自己負担分を助成します。

※住民税課税世帯は一部負担金あり。

助成を受けるためには、事前に申請し「㊦医療証」の交付を受ける必要があります。保険証と「㊦医療証」を一緒に医療機関の窓口で提示すれば、健康保険による診療・調剤を受けたときの医療費の自己負担分が助成されます(「㊦医療証」等、他の医療費助成制度による助成を受ける場合を除きます)。

### ひとり親家庭自立支援給付金事業等

子ども家庭支援センター…………… ☎5962-7214  
FAX5962-7205

区内に住所を有し、児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父または母に対し就労や学び直しの支援のための給付金を支給します。

#### ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父または母が、指定した職業能力開発のための講座を受講した場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。受講開始前に事前相談が必要です。

#### ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父または母が保育士等の資格をとるために一定期間、養成機関に就学する場合、職業訓練中の